

小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)について

1 条例の制定

子ども・子育て関連3法の関係法律整備法による児童福祉法の一部改正により、放課後児童健全育成事業に関する条項が加えられ、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、市町村が条例で基準を定めることとされました。

市町村が条例を定めるに当たっては、国の政省令で定める「従うべき基準^{*1}」と「参酌すべき基準^{*2}」に従い定めることとされています。

※1「従うべき基準」…必ず適合しなければならない基準

※2「参酌すべき基準」…十分参照しなければならない基準

基準の区分	基準の対象となる主な事項
従うべき基準	・放課後児童支援員の数、資格等
参酌すべき基準	・設備基準(面積、備品等) ・子どもの差別的取扱いの禁止 ・衛生管理等 ・開所日数及び時間 ・事故発生時の対応

2 条例で定める基準(案)

原則として国の基準と同様としますが、現行の運営や定員を考慮し、必要に応じて市独自基準を設ける予定です。

また、市民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与することを目的とし、「暴力団の排除」に関する事項を市独自で規定します。

3 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日(※平成27年4月1日の予定)

小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案) 概要

「区分」欄中…従=「従うべき基準」 参=「参酌すべき基準」

項目	インデックス	国が示す基準(政省令)	区分	市の考え方	
暴力団の排除 (市独自基準)	—	—	—	市民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与することを目的とし、「放課後児童健全育成事業者」は暴力団等であってはならないことを規定します。	
(I)総論関係	1	最低基準の目的	参	国の基準どおり	
	2	最低基準の向上	参	国の基準どおり	
	3	最低基準と放課後児童健全育成事業者	○市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする事	参	国の基準どおり
			○放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならないこと ○最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないこと		
	4	放課後児童健全育成事業の一般原則等	参	国の基準どおり	
5	非常災害	○事業を利用している児童(以下「利用者」という。)の人権への配慮、人格の尊重 ○地域社会との交流及び連携、児童の保護者及び地域社会に対する運営内容の説明 ○運営の内容についての自己評価、結果の公表	参	国の基準どおり	
		○放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならないこと ○軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備の設置、非常災害に対する具体的計画の策定、訓練の実施等			

項目	インデックス	国が示す基準(政省令)	区分	市の考え方
(I)総論関係□	6	職員の一般的要件等 ○ 健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならないこと	参	国の基準どおり
	7	職員の知識及び技能の向上等 ○ 常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこと ○ 放課後児童健全育成事業者は、職員に対する研修の機会を確保しなければならないこと	参	国の基準どおり
(II)設備関係	8	設備基準 ○ 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」という。)、支援の提供に必要な設備及び備品等の設置 ○ 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならないこと ○ 専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならないこと(利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。) ○ 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならないこと	参	※市独自基準を検討(①)
(III)職員関係	9	職員 ○ 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならないこと ○ 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とし、うち1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。)をもってこれに代えることができること ○ 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないこと ・保育士 ・社会福祉士 ・高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 ・大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ・高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの	従	国の基準どおり

項目	インデックス	国が示す基準(政省令)	区分	市の考え方
(Ⅲ)職員関係	9 職員	○ 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならないこと(利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。)	従	国の基準どおり
		○ 支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とすること	参	※市独自基準を検討(②)
(Ⅳ)その他	10 子どもの差別的取扱いの禁止	○ 利用者の国籍、信条又は社会的身分による差別的取扱いの禁止	参	国の基準どおり
	11 職員による有害行為の制限	○ 職員の利用者に対する虐待等の禁止	参	国の基準どおり
	12 衛生管理等	○ 利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水についての衛生管理	参	国の基準どおり
		○ 感染症又は食中毒の発生、まん延の防止		
		○ 必要な医薬品その他の医療品を備え、管理すること		
	13 重要事項に関する規程の整備	○ 放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めること ・事業の目的及び運営の方針 ・職員の職種、員数及び職務の内容 ・開所している日及び時間 ・支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ・利用定員 ・通常の事業の実施地域 ・事業の利用に当たっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項等	参	国の基準どおり
	14 諸帳簿の整備	○ 職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備	参	国の基準どおり
15 秘密の保持等	○ 職員の秘密の漏洩の禁止等	参	国の基準どおり	
16 苦情解決	○ 利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置等	参	国の基準どおり	
	○ 市町村から指導又は助言を受けた場合の必要な改善			
	○ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査への協力			

項目	インデックス	国が示す基準(政省令)	区分	市の考え方
(IV)その他	17 開所時間及び日数	○ 開所時間について、小学校の授業の休業日については1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日については1日につき3時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること	参	国の基準どおり
		○ 開所日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること		※市独自基準を検討(③)
	18 保護者との連絡	○ 保護者との密接な連絡(利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならないこと)	参	国の基準どおり
	19 関係機関との連携	○ 市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携した支援	参	国の基準どおり
	20 事故発生時の対応	○ 事故が発生した場合の市町村、保護者等への連絡等 ○ 賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償	参	国の基準どおり
(V)経過措置	21 職員の経過措置	○ 施行日から平成32年3月31日までの間は、放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含めること	従	国の基準どおり

<市独自基準の検討について>

- (①) 既存の一部のクラブにおいて、専用区画(1.65㎡×定員数)の確保が困難であるため、経過措置又は市長が例外的に判断できる規定を設ける。
- (②) 既存の一部のクラブにおいて、1の支援の単位の児童数(おおむね40人以下)を超えることがあるため、経過措置又は市長が例外的に判断できる規定を設ける。
- (③) 既存の一部のクラブにおいて、開所日数250日未満となるクラブがあるため、経過措置又は市長が例外的に判断できる規定を設ける。